

「みんスポクラブ」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、みんスポクラブ（以下「本クラブ」という。）と称し、大野市城町9-1（大野市生涯学習センター「学びの里めいりん」）内に事務所を置く。

(目的)

第2条 本クラブは、会員の健全な心身を育成するとともに、市民の誰もが、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会と、それによる明るく健康的で豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) スポーツ活動・スポーツ指導
- (2) 各種スポーツ大会・イベントの参加
- (3) レクリエーション活動、野外活動、文化学習活動、社会活動等の実施
- (4) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(入会)

第4条 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として大野市民で、本クラブの目的に賛同するものであること。
- (2) 本クラブの定める諸規定を厳守するものであること。

2 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い理事長に申し込む。また、入会后入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる

(除名)

第7条 本クラブは、第4条の要件を満たさない会員について除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 本クラブに次の役員を置く。

(1) 理事 相当数

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は理事長、2名以上3名以下を副理事長とする。

(選任等)

第10条 理事及び監事は、総会にて選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第11条 理事長は、本クラブを代表し、会務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は本クラブの会務を執行する。

4 監事は、理事の会務執行状況及び会計を監査する。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は防げない。

(解任)

第13条 役員に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、総会の議決により、これを解任することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 会議は、総会、理事会、特別運営委員会とする。

(総会)

第15条 総会は、会員及び会員の保護者をもって構成し、通常総会と臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事会が請求したとき

(3) 監事から召集があったとき

3 総会は、前項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

4 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任または解任

(5) その他運営に関する重要事項

5 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事をもって構成し、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 監事から召集の請求があったとき

2 理事会は、理事長が招集し、その議長は、理事長がこれに当たる。

3 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会務の執行に関する事項

4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別運営委員会)

第17条 特別運営委員会は、理事、監事、行政担当者をもって構成し、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 行政から召集の請求があったとき

2 特別運営委員会は、理事長が招集し、その議長は理事長がこれに当たる。

3 特別運営委員会は、大野市クラブ構想の核としての本クラブのやり方やその他関連する事項を協議する。

第5章 会計

(資金)

第18条 本クラブの資金は、次のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業等に伴う収入
- (3) 寄付金、協賛金
- (4) その他の収入

(資金の管理)

第19条 本クラブの資金は理事長が管理する。

(事業計画及び予算)

第20条 本クラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第21条 本クラブの事業報告書及び収支決算書は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならぬ。

(事業年度)

第22条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第23条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、事故の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者に対し一切の傷害賠償を請求しないものとする。

2 本クラブは、その活動中の障害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第7章 細則

(細則)

第24条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、理事会の決議によって定める。

附則

1 本規約は、平成16年4月1日より施行する。

2 行政及び理事会が、本クラブがクラブ構想の核としての役割を終了したと認めるとき、本クラブは、規約の改正を図り、目的を見直す。

(平成17年4月16日一部改正)

(平成18年5月1日一部改正)

(平成28年5月30日一部改正)